

天草市発注工事の現場代理人の常駐義務緩和の運用の改正について

令和7年3月

契約検査課

このことについて、下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

記

1. 改正点

建設業法施行令の一部改正に伴い、現場代理人の専任を要する請負代金額の下限を下記のとおりとする。

建築一式工事以外	4, 000万円	→	4, 500万円
建築一式工事	8, 000万円	→	9, 000万円

2. 適用

令和7年4月1日より適用し、請負契約の時点にかかわらず、すべての工事に適用する。

◎兼任が認められる要件

専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事（1件あたりの請負金額が税込4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）未満）のみを施工する場合で、以下に掲げる条件をいずれも満たすもの。

- (1) 天草市発注工事又は熊本県発注工事
ただし、熊本県の工事において、県が現場代理人の兼任を認める場合に限る。
- (2) 兼任する全ての工事現場が熊本県天草広域本部管内
- (3) 兼任できる工事は3件までとする。なお、兼任する全ての工事が天草市発注工事で、災害復旧工事を含む場合は、4件まで兼任できるものとする。（災害復旧工事において合冊入札の場合は、それらを1件とする。）

◎手続き方法

現場代理人を兼任する場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」の裏面（今回、様式の一部を改正しています）に、兼任する他の工事名等を記入のうえ兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付してください。熊本県発注の工事との兼任の場合は、兼任する工事の契約書の写しと「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」の写し及び熊本県が兼任を認めたことがわかる書類を添付してください。

◎その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上問題があると判断される場合（特記仕様書等に兼任を認めない旨が示されている場合等）は兼任が認められません。
- (2) 設計変更により、兼任する2件以上の工事の1件あたりの請負金額の合計が、税込4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上となった場合は、現場代理人の変更手続きが必要になります。
- (3) 提出された「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。
- (4) 常駐義務緩和とは現場に常駐する必要が無くなるのではなく、兼任する現場のいずれかに常駐する必要があります。

※別添「主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の取扱いについて」もお読みください。